

大気関係の特定施設及び規制基準値一覧

施設名		新設 排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)	既設※4 排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)
廃棄物焼却炉	焼却能力 4t/h以上	0.1	1
	焼却能力 2t/h～4t/h	1	5
	焼却能力 2t/h未満	5	10
製鋼の用に供する電気炉 (鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く)	変圧器の定格容量が1000KVA以上のもの	0.5	5
焼結鉱(銑鉄の製造の用に供するものに限る) の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力が1t/h以上のもの	0.1	1
亜鉛の回収※2の用に供する 焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が0.5t/h以上	1	10
アルミニウム合金の製造の用に供する 焙焼炉・溶解炉及び乾燥炉※3	焙焼炉・乾燥炉にあつては、原料の処理能力が0.5t/h以上 溶解炉にあつては容量が1t以上	1	5

- ※1 廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの合計
- ※2 製鉄代の用に供する電気炉から発生するばいじんであつて、集塵機により集められたものからの亜鉛の回収に限る
- ※3 原料としてアルミニウム合金の製造を使用するものに限る
ただし、当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウム圧延工程において生じたものを除く
- ※4 既設とは平成12年1月15日に現に設置されていた施設。
ただし、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用されていた、平成9年12月2日以降に設置された
廃棄物焼却炉(火格子面積2m²以上、または焼却能力200kg/h以上)及び製鉄用電気炉については、上表の「新設」の排出基準が適用されている。